第20号様式別表１記載要領

１　この計算書は、通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第321条の８第３項（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第13条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）、第８項、第13項、第19項又は第26項（令和２年改正法附則第13条第６項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。）が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

２　※印の欄は記載しないこと。

３　「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

４　金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。

５　「通算対象欠損金額④」の欄は、当該事業年度において生じた通算対象欠損金額（法第321条の８第11項に規定する通算対象欠損金額をいう。）がある場合に、法人税の明細書（別表７の３）の「通算対象欠損金額(5)」の欄の金額を記載すること。

６　「加算対象通算対象欠損調整額⑤」の欄は、「通算対象欠損金額④」の欄に記載した金額に、当該事業年度終了の日（法人税法第71条第１項（同法第72条第１項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第321条の８第11項の規定を適用する場合は、同条第１項に規定する６月経過日の前日）における同条第４項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第１号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の２第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）にあっては100分の23.2を、法第321条の８第４項第１号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の２第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の８第４項第２号に規定する協同組合等にあっては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。

７　「被配賦欠損金控除額⑥」の欄は、当該事業年度において生じた被配賦欠損金控除額（法第321条の８第17項に規定する被配賦欠損金控除額をいう。）がある場合に、法人税の明細書（別表７(2)付表１）の「被配賦欠損金控除額(21)」の「計」の欄の金額（法人税法第64条の７第５項の規定の適用がある場合には、この申告前の同欄の金額）を記載すること。

８　「加算対象被配賦欠損調整額⑦」の欄は、「被配賦欠損金控除額⑥」の欄に記載した金額に、当該事業年度終了の日（法人税法第71条第１項（同法第72条第１項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第321条の８第17項の規定を適用する場合は、同条第１項に規定する６月経過日の前日）における同条第４項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第１号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の２第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）にあっては100分の23.2を、法第321条の８第４項第１号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の２第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の８第４項第２号に規定する協同組合等にあっては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。

９　「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記